

「講師派遣事業」と 「地域リハビリテーション活動支援事業」 どちらを申し込んだらいいの？



令和7年度までは、1か所の通いの場で「講師派遣事業」と「地域リハビリテーション活動支援事業」を両方お申し込み頂き、年間最大6回まで講師を派遣することが可能でした。

令和8年度からは、原則どちらか一方の事業を選び、申請していただきます。

下の表を参考に、各通いの場の活動内容にあった事業を選んでお申し込みください。

	講師派遣事業 (単発の講座)	地域リハビリテーション 活動支援事業 (コース開催の講座)
こんな 通いの場に オススメ！	その都度いろいろなメニューを楽しんでいる通いの場 ふれあい・いきいきサロン、シニアクラブ、コミュニティカフェなど	定期的に集まって、毎回運動や脳トレなどを実践している通いの場
内容	①フレイルを知ろう！ ②からだイキイキ体操 ③口コモチェック ④楽しもう脳トレ！ ⑤お口の健康(口腔機能向上) ⑥食事バランスと低栄養予防(栄養改善)の6講座	運動や脳トレの実践 自主活動ためのアドバイス 年1回の体力測定 ※講師派遣事業の⑤と⑥は併用可能です
講師を派遣 できる回数	年間6回まで ※講座の内容によっていろいろな講師で対応します	年間の活動回数の2分の1まで (ただし上限10回) ※原則1年間1人の講師が対応します



うちのサロンは、いろいろな内容をお願いしたいから「講師派遣事業」の方がよさそうだ！

うちの体操クラブは、毎回運動をしたいから「地域リハビリテーション活動支援事業」をお願いしよう！



各事業の詳細はそれぞれのちらしをご参照ください。

「講師派遣事業 (単発の講座)」

「地域リハビリテーション活動支援事業 (コース開催の講座)」

問い合わせ先

春日市高齢課 高齢者支援担当

電話 092-981-0115 (直通)

FAX 092-584-3090

Email kourei@city.kasuga.fukuoka.jp